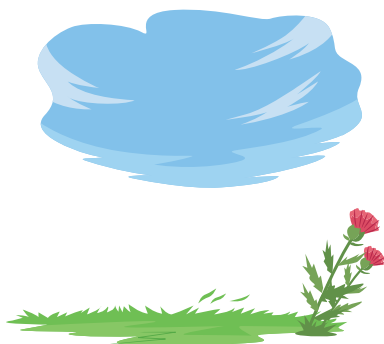


# 各種相談

## 無料相談

種別	相談内容	相談日	場所 (問い合わせ先)	対象者	時間
弁護士による 法律相談	弁護士による法律 相談	毎月第2木曜日	市役所3階 相談室 (市民協働課)	市内在住 ※年度内1度限り	13:00~16:00 ※月初め8:30から予約受付 (市民協働課 <b>内線2611・2612</b> )
司法書士による 法律相談	借金問題、土地建 物・会社法人の登 記、相続、遺言など に関する相談	毎月第4木曜日	市役所3階 相談室 (市民協働課)	市内在住・在勤	13:00~16:20 ※毎月第2水曜日8:30から予約受付 (市民協働課 <b>内線2611・2612</b> )
税理士による 税務相談	税金に関する相談	毎月第3水曜日 (2・3月を除く)	市役所3階 相談室 (市民協働課)	市内および近隣 市町村在住・在勤	13:00~16:20 ※毎月第1水曜日8:30から予約受付 (市民協働課 <b>内線2611・2612</b> )
行政書士による 法務相談	遺言書、遺産分割 協議書、内容証明 や各種契約書の作 成、建設業の許認 可申請など暮らし の手續きに関する 相談	毎月第4金曜日	市役所3階 相談室 (市民協働課)	市内在住・在勤	13:00~16:20 ※毎月第2金曜日8:30から予約受付 (市民協働課 <b>内線2611・2612</b> )
消費生活相談	消費(買物・契約な ど)・多重債務など に関する相談	月・火・水・金曜日	市役所内 消費生活センター	市内在住・在勤	10:00~16:00 ※初回の受付時のみ15:30まで (桜井市消費生活センター <b>内線 263・264</b> )
行政相談	行政に関する相談	毎月第2水曜日	市役所3階 相談室 (市民協働課)	市内在住	13:00~16:00 予約不要 当日、市民協働課にて受付

※相談日および予約受付日は、他の相談会や祝日などにより変更となる場合があります。



(以下は広告スペースです)

**堀川司法書士事務所**

司法書士  
ほりかわ ひろみつ  
**堀川 裕允**

相続や登記に関する  
相談はお気軽にお問い合わせ下さい。  
**TEL.0744-41-9201**

ホームページからの  
お問い合わせはコチラから →   
〒633-0067  
奈良県桜井市大福250-1 (大福駅北口すぐ)

**司法書士  
若井成仁事務所**

司法書士 若井 成仁

不動産登記 相続手続き  
遺言 会社登記  
etc...

桜井市粟殿1006番地の23  
**TEL 0744-46-5808**  
**FAX 0744-46-5809**



各種相談



## > 消費生活相談

問 桜井市消費生活センター  
☎42-9111(内線263・264)  
消費者ホットライン ☎188(イヤヤ!)

困ったときは、ひとりで悩まないでまずは相談してください。

消費(買い物・契約など)・多重債務のトラブルや相談は消費生活相談へ

日時 月・火・水・金(祝日・年末年始を除く)  
10:00~16:00(初回の受付時のみ15:30まで)

場所 市役所内消費生活センター

対象 桜井市在住・在勤の消費者(個人に限る)

- 契約や取引で困ったとき
- 悪質商法の被害
- 商品を使って事故にあったとき
- インターネットでのトラブル
- 多重債務の悩み
- 個人情報の不安

※開設日以外は消費者ホットライン☎188へ問い合わせてください。ガイダンスに従い、最寄りの相談窓口へ案内します。

## > 住宅相談

問 営繕課

安全で安心な住まいづくりのために、奈良県に登録されたアドバイザーが相談に応じます。

場所 市役所本庁

相談内容

- 住まいの新築、改築およびリフォームなどの基礎的な相談
  - 耐震診断、耐震改修に関する基礎的な相談
  - 住まいのバリアフリーに関する相談
  - その他の住まいに関する法律や制度および整備の相談
- ※紛争、訴訟などのトラブル相談や契約などの民法に関する相談は対象外となります。

対象者 市内在住または市内に土地・家屋を有する人

費用 無料

申込方法 営繕課に備えている申請用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。

## > 人権

問 人権施策課

### 毎月11日は「人権を確かめ合う日」

あらゆる差別の撤廃と一人ひとりの人権が尊重され、住みやすいまちづくりを目指して、毎月11日は「人権を確かめ合う日」となっています。人権について家庭や学校、職場などで再度考える日にしていきましょう。

### 差別をなくす強調月間

7月は「差別をなくす強調月間」として、毎年、街頭啓発や、講師を招いて「差別をなくす市民集会」を実施しています。

### 男女共同参画

毎年8月に桜井市の事業として「男女共同参画講演会」を開催しています。

また、男女共同参画事業の一環として毎月第4月曜日に女性相談を実施しています。(変更がある月もあります。予約制)



各種  
相談